

仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・
仙台市介護保険審議会 合同委員会 議事録

日時：平成30年2月7日(水) 18:00～19:20

場所：TKPガーデンシティ仙台勾当台 2階ホール1

<出席者>

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員】

阿部 重樹委員，折腹 実己子委員，柴田 耕治委員，清水 福子委員，高橋 和江委員，
永井 幸夫委員，山口 強委員

以上7人，五十音順

(加藤 伸司委員，辻 隆一委員，欠席)

【仙台市介護保険審議会委員】

阿部 一彦委員，五十嵐 講一委員，板橋 純子委員，井野 一弘委員，大内 修道委員，
小笠原 サキ子委員，草刈 拓委員，小坂 浩之委員，駒井 伸也委員，佐藤 功子委員，
鈴木 峻委員，鈴木 久雄委員，田口 美之委員，辻 一郎委員，出口 香委員，土井 勝幸委員，
長野 正裕委員，橋本 啓一委員，森 高広委員，若生 栄子委員

以上20人，五十音順

(欠席者なし)

【事務局 仙台市職員】

會田保険高齢部長，伊勢高齢企画課長，木村地域包括ケア推進課認知症対策担当課長，
大浦介護保険課長，藤井介護事業支援課長，伊藤若林区障害高齢課長，都丸太白区障害高齢課長，
菖蒲高齢企画課企画係長，古城高齢企画課在宅支援係長，高橋地域包括ケア推進課推進係長，
石川介護保険課管理係長，伊藤介護保険課介護保険係長，高橋介護事業支援課指定係長，
阿部介護事業支援課施設指導係長，佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

<会議内容>

1 開会

2 議事等

【議 事】(永井委員長による進行)

会議公開の確認 → 異議なし(傍聴者なし)

議事録署名委員について，山口委員，出口委員に依頼 → 委員承諾

(1) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施
状況について

高齢企画課長より説明(資料1-1・1-2)

<質疑>

なし

(2) 仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

高齢企画課長，介護保険課長，介護事業支援課長より説明（資料2，資料3-1-3-2，資料4）

<質疑>

○森委員

今回の事業計画（案）が我々委員の手元に届いたのは2月2日であるが，2月3日の新聞朝刊に介護保険料の改定が決定し，2月の市議会に市が提案するとの記事が掲載され，記事の中には保険料の段階を新たに13段階に分けることについても載っていた。本日の委員会を待たずに，このような報道がされたことに対して，若干違和感を感じた。

評価すべき点としては，新たな保険料の段階として，所得1千万円以上の高所得者向けの区分を設けて13段階としたことは，公平負担の原則から非常に良かったと思っている。ただし，現計画では22%であった第一号被保険者の負担割合が，次期計画では23%に引き上げられることになっており，22%で剰余金が35億円発生している中，高所得者層である11・12段階の方は仕方がないとして，保険料の負担を重く感じている所得400万円までの方が含まれる10段階までの保険料を引き上げる根拠が，どこにあるのか伺いたい。

○介護保険課長

新聞報道の件については，条例案として提出したものが，記者団の目に留まり報道されたもので，合同委員会の開催とタイミングを合わせることができず，申し訳なく感じている。

保険料の所得段階について，10段階は約1万1千人で4.6%，11段階は約3千人で1.3%，12段階は約6千人で2.4%となっており，こういった比較的所得の多い方と比べて，非課税となる低所得者層のほうが，保険料の負担を重く感じているのは確かであり，今回，10段階以上の10%未満の方々について割合を増やし，より多くの負担をお願いしているところである。

○森委員

介護保険料を負担している割合で多いのは，6段階から10段階の方々ではないか。10段階は所得が300万以上500万円未満となっており，負担を重く感じている400万円未満の方が含まれている。今後の保険料のあり方として，段階の刻み幅を変える必要があるのではないか。市県民税非課税の方の負担を軽くするのは当然のことで，中間層の負担を重くするのではなく，高所得者層の刻み幅を細分化し，より多くの負担をいただくことで公平感につながり，不満も減るのではないかと考える。

○保険高齢部長

ただ今の森委員のお話しは，皆様の負担に直結する非常に重要な問題提起であると伺わせていただいた。今回13段階を設定させていただいた趣旨については，先ほどの資料の説明と森委員からの質問に対する介護保険課長からの説明のとおりであるが，その上で森委員から中間的な所得層のご意見をいただいたが，保険料段階の合計所得金額というのは，いろいろな控除を除いた残りの金額であり，仮に年金のみの収入であれば，合計所得金額に120万円を足した額がおおよそその収入額と言える。先ほどから話に上がっている保険料段階10段階の方であれば，収入は約420万円～620万円となり，この方々はいわゆる「現役並み所得者」と言われる層で，様々な社

会保障制度で負担をお願いしている方々となる。確かに負担感は重いかもしれないが、他の制度との均衡も考えつつ、相対的に見て更に収入の少ない層の負担を軽減する意味で、一定のご負担をお願いしたいと考えている。その上で、高所得者層の区分をもっと細かく、もっと多くのご提言もいただいたが、極端に倍率を上げて、その所得に該当する人数が少なければ保険料を下げるそれほどの効果も出ないので、今回の計画については、お示しした段階・区分とさせていただきます、次回以降に向けて、保険料を考える上での参考とさせていただきたい。

○大内委員

先ほど森委員も話されたが、2月3日の新聞朝刊に、介護保険料の値上げに関して、先ほど説明のあった資料4と同じ内容が掲載された。本日審議する資料2では案となっているが、新聞報道では既に「5,893円とすることを決めた」と載っており、本日審議する意味がないのではないかと。本来は審議会が終わって以降に、一般に示されるべきものである。私は国民健康保険運営協議会の委員もしており、1月に開催された協議会では、国民健康保険料の増額について審議されたが、その翌日に新聞報道がされた。審議会終了後に報道されるのなら分かるが、審議会で議論する前の案の状態に新聞報道されたことについて、市としてどのように考えているのか。

○介護保険課長

条例の改正のために準備した条例案を目にした新聞記者が決定と報じたもので、あくまで当審議会、市議会での条例改正の審議を経て最終的に決定するものであり、我々としては現時点では案であると考えており、決定ではないということをご理解いただきたい。

○大内委員

当審議会には案として出したとしても、新聞報道を見た市民は、決定したものととらえる。市議会終了後に出すのなら分かるが、やはり順序を間違ったのではないかと。

○介護保険課長

改めての説明になるが、当審議会での審議、条例案としての議会での審議を経て決定するものであり、新聞に決定という書き方をされてしまうと、いま大内委員が言われたとおりに、決定したものと思う市民もいるかと思うが、我々も事前に新聞記事の内容を確認できるものでもなく、あくまで当審議会、市議会での審議を経て決定するものであり、現時点では案の状態であるという考えです。

○山口委員

大内委員が聞いているのは、市としてこの記事に対して、どのような態度を取るつもりなのかということであり、ここで我々委員に説明をしても、記事を読んだ市民には何も伝わらない。記事を掲載した新聞社に対して、市として抗議をするといったことは行わないのか。

○保険高齢部長

新聞記事に決定という書かれ方をされたことは、我々としても大変不本意である。市長が記者会見で予算案や条例案を説明する際、あくまで案ということで説明したものが、新聞記者によって決定したと書かれてしまうことはこれまでもあり、今回も同様のことが起こってしまったと感じている。ただ今のお二方の委員からのご指摘はごもっともであり、決定と書かれたことに対しては、あくまで審議会での意見をいただくためであったり、議会に提案をさせていただくために、事務方の案を決定したものだということを、改めてお伝えさせていただくことは検討させていただきたいと思う。

○永井委員長

メディアに情報がリークし、一方的に書かれてしまうことはよくあることだが、まだ審議中であり、当審議会が最終案を決め、議会が決定するという事を事務局側がしっかり強調して、今後このようなことがないようにぜひ配慮いただきたい。

○大内委員

今後はしっかりと脇を固めて進めていただくよう、お願いしたい。

○鈴木（峻）委員

先ほどは資料3-1で、特別養護老人ホームの整備数について詳しく説明いただき、ありがとうございました。資料作成にあたり、老人福祉施設協議会にヒアリング等を行っていただき、いろいろなお配慮をいただいたことに感謝申し上げます。

資料2の70ページ「介護サービス基盤整備の目標」について、特別養護老人ホームの850人分という整備量については、これまで審議会でも様々な意見を出させていただいたが、残念ながらこの数字のままということになった。資料には、「整備にあたっては、毎年度入居ニーズや介護人材の確保状況を勘案し、必要数を定めようとして進める」とあるが、一番問題なのは、介護人材が不足しているということが明らかになっているということだ。850人分の整備量については、資料1-1と1-2の説明にあるとおり、市民が特別養護老人ホームの建設を望んでいるとのことから十分理解できるが、先ほどの文章について、「整備にあたっては、毎年度入居ニーズや介護人材の確保状況を勘案し、必要数を定めようとして進めるため、第8期に繰り延べになる可能性もある」または「第8期に繰り延べになる場合もありえる」といったように、修正することはできないのかお聞きしたい。

また、この文に続いて、「また、特別養護老人ホーム併設短期入所者生活介護（ショートステイ）からの転換や既存施設の増床といった既存施設の活用を最大限考慮する」といった文章を載せているが、ヒアリング等の際にもお願いをしてきたが、新規の整備分と既存施設の活用・増床分の数値を分けて記載することはできないのかをお聞きしたい。既存施設を活用・増床することで、新規の事業者が一から介護人材を集めるよりも人材の確保が容易であるということは以前から申し出ていたが、新規と既存施設の活用分を分けて示していただけるのか教えていただきたい。

○介護事業支援課長

基盤整備の目標を作るにあたり、鈴木（峻）委員をはじめ、老人福祉施設協議会の皆様には現場の状況を教えていただき、様々な相談にも乗っていただいたこと、本当に感謝申し上げます。

今ご指摘いただいた2点について、毎年度入居ニーズや介護人材の確保状況を勘案し、必要数を定めるといったことに関しては、毎年待機人数の調査を行っているので、その状況を勘案して、その年度にどの程度の公募を行っていくかを決めていきたいと考えている。その結果を確認してみないと、いまの段階で繰り延べと言ってしまうのは難しいと思うので、人数の把握をしながら検討していきたいと考えている。

2点目の特別養護老人ホームの整備にあたり、既存施設の増床やショートステイからの転換分を具体的な数字で分けられないかということだが、現時点では具体的な数字までを示すことは難しいと考えている。ただし、事業所向けに行ったアンケート結果から、ショートステイからの転換を検討しているといった施設もいくつか把握しており、例えば来年度以降の募集について、段階的に実施していくといったことも考えて参りたい。

○鈴木（峻）委員

昨年行われた合同委員会の資料の中で、第7期計画で850人分の整備を行うと約500人の職員

が必要になるといった内容があった。介護事業支援課長の説明のとおり、待機者数を把握していくことも大切だが、宮城県は介護人材の確保が最も難しいとの報道もされており、3年間でこれだけの数を整備するのは、現実的なことを考えるとなかなか厳しいのではないかと。繰り延べという言葉が適当でなければ、整備数の変動も考えられるといった文言でも良いので、入れることはできないか。

○保険高齢部長

文言については事務局側でもう一度検討し、両委員長と相談させていただきたいと思う。何度も繰り返しになってしまうが、入居を待っている方が、必要なときにできるだけ早く入れる状況を整備したいという思いであり、例えば、施設だけ建てて職員が集まらず開所ができないといったことを望んでいる訳ではない。しっかりと運営いただける体制を作りながら、それに見合った数を毎年度計画的に作っていきたいと考えている。その中で、現状としては前倒し分も含めて850人分が必要ではないかと考えているところではあるが、資料2の70ページにも記載しているとおり、毎年状況を考慮しながら整備を進めていきたいと考えている。その中で、既存施設の資源を活用させていただくことが、一番有効な施策であるとも思っているところであり、長くお待ちいただいている方が、1人でも多く解消されるように努めていきたいと考えているところである。

○田口委員

前回の合同委員会開催後、当局でいろいろと追加の調査を行い、今回資料3-1と3-2を提出いただいたことについては、敬意を表するところである。

先ほど鈴木（峻）委員がお話したことについて、例えば第6期計画では、特に委員会の承諾なく180人分を前倒しして整備されており、ある程度は弾力的に運用しているのではないかとと思われる。その部分で、先ほど鈴木（峻）委員が言われたような目標年次の先送りとか、そういったことを書くかどうかは別にしても、意識をしていただきたいと思う。現状はやはり、職員が足りないということで、介護人材の確保についても、文言の中に入れていただければと思う。

それから、既存施設の活用については、「既存施設の活用を最大限考慮するし、別枠での公募も検討する」など、やるとはつきり書かなくてもよいので、こういう書き振りにしていただければと思う。

また、地域包括支援センターについて、これまで私の方から、センターを支援する体制が必要ではないかという意見を出させていただいたが、資料2の56ページに「生活支援コーディネーターへの支援体制の充実の検討」が新たに追加され、今後、第1層の生活支援コーディネーターについても検討いただけるものと理解している。この点については、大変ありがたく受け止めており、引き続きよろしくお願ひしたい。

○保険高齢部長

繰り返しになりますが、文言等の記載内容については改めて事務局で検討させていただき、両委員長と相談させていただきたいと思う。

○永井委員長

先ほどの鈴木（峻）委員と田口委員のお話は、これまで何度も議論され、そこで、整備を進めるにあたり「毎年度入居ニーズや介護人材の確保状況を勘案し、必要数を定めようとして進める」という文言が追加された訳だが、先ほどからの話を聞くと、「介護人材の確保状況を十分に勘案し」としたらどうかと思うが、この点について他に意見のある方はいらっしゃらないか。

○折腹委員

先ほど説明いただいた資料 3-1 の 6 ページに、「第 7 期計画期間中の整備の進め方（案）」として非常に分かりやすく記載されているが、資料 2 の 70 ページになると、かなり要約されて書かれており、これが市民の方々にどのように伝わるのか不安に思う。先ほどから、繰り延べや整備数を新規分と既設利用分とで分けられないかといった意見などが出ているが、仙台市としての思いは資料 3-1 の 6 ページに詳しく書いてあると思うので、この内容が分かりやすく、しっかりと伝わるように検討いただきたいと思う。

○永井委員長

この件に関しては、ただ今の 3 人の委員の意見を踏まえ、事務局との調整を社会長と私に一任いただくということによろしいか。

（異議なし）

【報 告】

- (1) 地域密着型サービス運営委員会（第 6 期第 11 回会議）について
小笠原委員より説明（資料 5）

<質疑>

なし

- (2) 地域包括支援センター運営委員会（第 6 期第 10 回会議）について
井野委員より説明（資料 6）

<質疑>

なし

3 その他

<質疑>

○草刈委員

事業計画案の内容に関するものではなく、実際に印刷して配布する際の体裁についての話になるが、資料 2 の 4 ページ以降の平成 29 年度版高齢社会白書のグラフや、10・11 ページの中学校区別の高齢化率の図など、色が見づらかったり、字のフォントが小さくぼけていたりするなど、全体的に見づらいグラフや図表が多い。印刷する際には見やすい色調や字のフォント、大きさになるように配慮いただきたい。

○保険高齢部長

印刷業者とも調整を行いながら、しっかり取り組んで参りたい。本日いただいたご意見以外にも、分かりにくい表現や打ち間違い等があるかもしれないが、当局でしっかりと確認・修正して、読みやすい資料にしていきたい。

4 閉会